

第3次八代市男女共同参画計画 (骨子案)

市民環境部 人権政策課
男女共同参画推進室



1.計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法に男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されており、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

本市は、八代市男女共同参画推進条例に基づき、平成21年3月に「八代市男女共同参画計画（計画期間：平成21年度～平成30年度）」を策定し、平成26年3月に計画の一部見直し等を経て、平成31年3月に「第2次八代市男女共同参画計画（計画期間：平成31年度～令和5年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を展開してきました。

このたび、令和5年度をもって計画期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため「第3次八代市男女共同参画計画」を策定します。

2.計画の位置づけ

- (1) 本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2) 本計画は「八代市男女共同参画推進条例」第10条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画と位置づけます。
- (3) 本計画は「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。
- (4) 本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- (5) 本計画は全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、市民、地域、事業所、行政が一体となって、協働するための指針と位置づけます。

3.計画の期間

2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までの8年間とします。

また、国、県の動向に迅速に対応するため、2026（令和8）年度に中間見直しを行い、必要に応じて計画に反映します。

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
		中間見直し	本計画					次期計画
国・県計画（第5次）		国・県計画（第6次）					国・県計画（第7次）	

4.計画策定の背景

(1)世界の動き

- 平成27年3月第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択(女性のリーダーシップ促進)
- 平成27年9月国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

(2)国の動き

- 令和元年6月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正
- 令和元年6月「配偶者暴力防止法」の改正
- 令和2年3月「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定(女性に与える影響への配慮が盛り込まれた。)
- 令和2年5月「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定
- 令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化の方針」決定
- 令和2年12月「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定
- 令和3年6月「育児・介護休業法」改正、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正
- 令和4年5月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立
- 令和4年6月「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)」の施行

(3)県の動き

- 平成31年3月「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)」改定
- 令和2年1月「女性活躍サミット2020」開催
- 令和3年3月「第5次熊本県男女共同参画計画」改定

5.計画の基本理念

すべての男女(ひと)が 認め合い、支え合い、輝く
しあわせあふれる持続可能なまち“やつしろ”

6.計画の基本目標、基本的施策

基本目標1 あらゆる分野へ女性の参画が広がる社会づくり

- 意思決定過程へ女性の参画を拡大するとともに、職場、家庭、地域などあらゆる分野において、女性がその個性と能力を発揮し活躍できる社会をめざします。
- 男女がともに仕事と生活を両立できるよう、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを進めます。

※基本目標下に記載してある文章は基本目標をイメージしやすくするための文言であり、そのまま計画へ反映させるものではありません。

【基本的施策】

- (1)あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画
- (2)働く場における男女共同参画の推進
- (3)農林水産業・商工業など自営業における男女共同参画の推進
- (4)地域社会における男女共同参画の推進
- (5)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

基本目標2 安全で安心して暮らせる社会づくり

- ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶に努め、誰もが安心して生活できる社会をめざします。
- 生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。
- ひとり親家庭など、経済的に厳しいことが予想される家庭を支援するなど、安心して生活できる環境整備を進めます。
- 地域防災力向上のため災害の各段階における女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を反映した防災・復興が円滑に進められるよう取り組みます。

※基本目標下に記載してある文章は基本目標をイメージしやすくするための文言であり、そのまま計画へ反映させるものではありません。

【基本的施策】

- (1) 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶
- (2) 生涯を通じた健康支援
- (3) 安心して暮らせる環境整備
- (4) 男女共同参画の視点からの防災・復興

基本目標3 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

- 固定的性別役割分担意識の解消など、一人ひとりの意識改革のため、家庭、地域、職場等におけるあらゆる機会を通じた広報・啓発や教育・学習を推進します。
- 男女共同参画に関する国際的な動向について情報提供を行うなど、国際的視点に立った男女共同参画の意識づくりを進めます。

※基本目標下に記載してある文章は基本目標をイメージしやすくするための文言であり、そのまま計画へ反映させるものではありません。

【基本的施策】

- (1) 意識改革のための広報・啓発の推進
- (2) 男女共同参画の教育・学習の推進
- (3) 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

基本目標4 推進体制づくり

- 職員一人ひとりが、男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画の視点を持って施策に取り組めるよう意識改革に取り組みます。
- 男女共同参画社会づくりを進めるため、市民、市民団体、地域等と連携・協力し取り組みます。

※基本目標下に記載してある文章は基本目標をイメージしやすくするための文言であり、そのまま計画へ反映させるものではありません。

【基本的施策】

(1) 推進体制の充実・強化

(2) 市民・各種団体などとの協働による推進